

一般財団法人大阪建築防災センター

適合証明業務料金規程

制定年月日 平成 16 年 10 月 1 日

最終改定年月日 令和 5 年 2 月 27 日

番号 OT-03 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との適合証明業務に関する協定に基づき、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）が実施する適合証明業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金)

第 2 条 適合証明業務における新築住宅の一戸建て住宅の設計及び現場検査申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の共同住宅（フラット 35、財形住宅融資、賃貸住宅）に係る料金)

第 3 条 適合証明業務における新築住宅の共同住宅の設計及び現場検査申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の軽微な変更に係る料金)

第 3 条の 2 新築住宅の軽微な変更に係る料金の額は、変更 1 件につき、別表第 2 の 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金)

第 4 条 適合証明業務における中古住宅の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る料金)

第 4 条の 2 適合証明業務における中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 1 に掲げるとおりとする。

(住棟単位（中古マンションらくらくフラット 35 登録用）の申請に係る料金)

第 4 条の 3 適合証明業務における住棟単位（中古らくらくフラット 35 登録用）の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 2 に掲げるとおりとする。

(リフォーム融資に係る料金)

第5条 適合証明業務におけるリフォーム融資の申請に係る料金の額は、申請1件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

(適合証明書等の送付の料金)

第6条 設計検査(電子申請に限る。)、中間現場検査又は竣工現場検査に関する通知書並びに適合証明書(住宅改良工事計画確認報告書を含む。)(申請図書に訂正等がある場合を除く。)の送付依頼がある場合の料金は、申請1件につき、1,000円(税込)とする。ただし、財団が別に定めるものを除く。

(料金の減額、加算)

第7条 適合証明業務における検査が効率的に実施できる場合にあつては、効率の度合いに応じ、申請料金を減額することができる。

2 単独申請の場合で、申請地が豊能郡豊能町・能勢町の間・竣工検査は、それぞれの検査の料金の、申請1件につき、10,000円(税込)を加算する。

(再発行料金)

第8条 適合証明書の再発行料金は、1通につき3,000円(税込)とする。

(規程に定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない料金については、別途協議し定めることとする。

(附 則)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成21年2月23日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 5 年 3 月 31 日以前に設計検査の申請を受理した住宅又は令和 5 年 3 月 31 日以前に確認済証の交付を受けた住宅については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

【別表第 1】 新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金

表 1-1 又は表 1-2 の基本料金に表 2 の組み合わせによる合計料金を加算する。

表 1-1 基本料金

(税込、単位：円)

区分	設計検査	中間検査		竣工検査	
		通常料金	同時検査※ 1	通常料金	同時検査※ 1
財団に建築確認を申請した場合	22,000	18,000	10,000	19,000	11,000
財団以外の建築確認によるもの	27,000	18,000	18,000	19,000	19,000
財団で設計検査を受けたもの		18,000	10,000	19,000	11,000

表 1-2 基本料金（所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合※ 2）

(税込、単位：円)

区分	設計検査	中間検査		竣工検査	
		通常料金	同時検査※ 1	通常料金	同時検査※ 1
財団に建築確認を申請した場合	6,000	16,000	8,000	17,000	9,000
財団以外の建築確認によるもの	11,000	16,000	16,000	17,000	17,000
財団で設計検査を受けたもの		16,000	8,000	17,000	9,000

※ 1 同時検査とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく中間検査及び完了検査と同時のことをいう。（ただし、機構の定める中間現場検査を行うことが可能な時期に実施するものに限る。）

※ 2 所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合とは、以下の書類の提出によりフラット 35（断熱構造等）に関する基準を確認することが出来る場合をいう。

- ・認定低炭素住宅等であることを証する書類の写し
- ・性能向上計画認定住宅であることを証する書類の写し
- ・BELS 評価書の写し
- ・長期優良住宅であることを証する書類の写し

表 2 優良住宅取得支援制度（フラット 35 S）利用の加算料金

(税込、単位：円)

	設計検査	中間検査	竣工検査
--	------	------	------

耐震性に関する基準 (免震含)	16,000	2,000	2,000
バリアフリー性に関する基準	6,000	2,000	2,000
省エネルギー性に関する基準	加算なし		
耐久性・可変性に関する基準※3	6,000	2,000	2,000

※3 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合を除く。

【別表第2】 新築住宅の共同住宅（フラット35、財形住宅融資、賃貸住宅）に係る料金

表1-1又は表1-2の基本料金に表2の組み合わせによる合計料金を加算する。

① フラット35登録マンションの場合

表1-1 基本料金

(税込、単位：円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	19,000	46,000
11～20戸	21,000	69,000
21～30戸	24,000	92,000
31～40戸	25,000	115,000
41～50戸	28,000	138,000
51～60戸	30,000	161,000
61～70戸	32,000	184,000
71～80戸	34,000	207,000
81～90戸	36,000	230,000
91～100戸	39,000	253,000
101戸～	41,000	280,000

表1-2 基本料金（所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合※1）

(税込、単位：円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	12,000	36,000

11～20 戸	15,000	54,000
21～30 戸	17,000	72,000
31～40 戸	19,000	90,000
41～50 戸	21,000	108,000
51～60 戸	24,000	126,000
61～70 戸	26,000	144,000
71～80 戸	28,000	162,000
81～90 戸	30,000	180,000
91～100 戸	32,000	198,000
101 戸～	35,000	220,000

※1 所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合とは、以下の書類の提出によりフラット 35（断熱構造等）に関する基準を確認することが出来る場合をいう。

- ・認定低炭素住宅等であることを証する書類の写し
- ・性能向上計画認定住宅であることを証する書類の写し
- ・BELS評価書の写し
- ・長期優良住宅であることを証する書類の写し

表2 優良住宅取得支援制度（フラット 35S）利用の加算料金（税込、単位：円）

	設計検査	竣工検査
耐震性に関する基準（免震含）	7,000	12,000
バリアフリー性に関する基準	7,000	12,000
省エネルギー性に関する基準	加算なし	
耐久性・可変性に関する基準※2	7,000	12,000

※2 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合を除く。

② フラット 35 登録マンション以外の場合（一戸あたり）

表1-1 基本料金（税込、単位：円）

設計検査	竣工検査
19,000	46,000

表1-2 基本料金（所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合※1）
（税込、単位：円）

設計検査	竣工検査
12,000	36,000

※1 所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等を活用する場合とは、以下の書類の

提出によりフラット 35（断熱構造等）に関する基準を確認することが出来る場合をいう。

- ・認定低炭素住宅等であることを証する書類の写し
- ・性能向上計画認定住宅であることを証する書類の写し
- ・BELS評価書の写し
- ・長期優良住宅であることを証する書類の写し

表2 優良住宅取得支援制度（フラット 35 S）利用の加算料金（税込、単位：円）

	設計検査	竣工検査
耐震性に関する基準（免震含）	7,000	12,000
バリアフリー性に関する基準	7,000	12,000
省エネルギー性に関する基準	加算なし	
耐久性・可変性に関する基準※2	7,000	12,000

※2 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合を除く。

【別表第2の3】 新築住宅の軽微な変更に係る料金（税込、単位：円）

変更内容	料金
変更内容が耐震性に関する基準で再度審査が必要なもの※1	許容応力度計算 壁量計算 5,000
変更内容が省エネルギー性に関する基準で再度審査が必要なもの	外皮計算＋一次エネルギー消費量計算 一次エネルギー消費量計算 5,000

※1 財団の他の申請において審査を行う場合を除く

【別表第3】 中古住宅に係る料金

① 一戸建て住宅（税込、単位：円）

種別	料金
フラット 35	55,000
財形住宅融資 （リ・ユース） （リ・ユースプラス）	55,000
優良住宅取得支援制度（フラット 35 S）の利用 中古タイプ含む	55,000

② マンション

(税込、単位：円)

種別	登録なし	登録あり
フラット 35	57,000	55,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	57,000	55,000
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用 中古タイプ含む	57,000	55,000

【別表第 3 の 1】 中古住宅特例融資：リフォーム工事実施に係る料金

① 一戸建て住宅

(税込、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	63,000
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用	63,000

② 共同住宅

(税込、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	65,000
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用	65,000

【別表第 3 の 2】 住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット 35 登録用)に係る料金

(税込、単位：円)

種別	料金
個別登録コース 長期登録コース	57,000 円 + 1,500 円/戸

中古住宅で耐震評価が必要な建築物に係る料金は、一戸建ての住宅、マンション共に上記の料金に 20,000 円(税込)を加算する。

なお、耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前(建築確認日が不明な場合は、新築時期(表示登記の「原因及びその日付」に記載された日)が昭和 58 年 3 月 31 日以前)の建築物をいう。

【別表第 4】 リフォーム融資に係る料金

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	料金
財形住宅融資	60,000
高齢者居住環境改善工事 (部分的バリアフリー、ヒートショック対策)	60,000
グリーンリフォーム、グリーンリフォーム S	60,000
耐震改修	別途見積